

Uターンでの新規就農促進事業の活用による 就農報告

北信濃清水農園
代表 清水順吾

1.自己紹介

現在

故郷である長野県長野市にて、特産物であるりんご、桃の栽培をする新規就農者。
2020年4月より準備型（農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業）を活用して里親農家にて2年間の農業研修。2022年に新規就農。

今年4月より3年目を迎える。

年齢：50代前半

研修地及び就農地

長野県長野市の中山間地にあるりんご産地

農業研修に入るまで

農業研修に入る2020年3月まで、
東京都の会社に勤務。

それまで住んでいた横浜市を離れ移住。

Uターンにより新規就農



2018年10月にアグリノベーション大学校に入学 → 2020年2月に卒業

2.なぜ農業をやろうと思ったのか

～ Why なぜ、農業に舵を切ったのか ～

- 両親の高齢により、故郷である長野への帰郷
 - 長野に帰るのであれば、自然豊かな場所で自然に関わる仕事をしたい。
- ⇒ 週末開校型の社会人向け農業スクール「アグリノベーション大学校」に入学
- 農業の現状や、様々な方の話を聞き勉強になった。
 - 農業に関わる多くの友人ができた。
- ⇒ 色々な地域の就農相談会に参加
- 長野県での里親研修制度についても知ることができた。
- + 長野で先に新規就農されてる方や農への取り組み事例を知り、その方たちと関係を持つことができた。**

3.新規就農里親研修制度（長野県での新規就農希望者への研修制度）の活用



長野県での新規就農に向けた2年間の研修制度（新規就農里親研修制度）を活用

研修制度の趣旨

- 長野県への新規就農希望者に対して、先進的農業者（里親）を県の就農コーディネーターにより紹介。マッチングのうえ、概ね2年間研修し、農業技術以外にも、農地、住宅の確保等、就農に関する一貫した支援を目的とした制度。

研修時の新規就農里親研修制度利用の状況

- 2020年4月の制度利用者 約30名（ご夫婦で利用されている方が2組）

※ 同地域（長野・須高地域）の8名と知り合い、情報交換等今でも連携。

新規就農里親研修制度の利用者のほとんどは準備型を活用している（別途要件、審査あり）

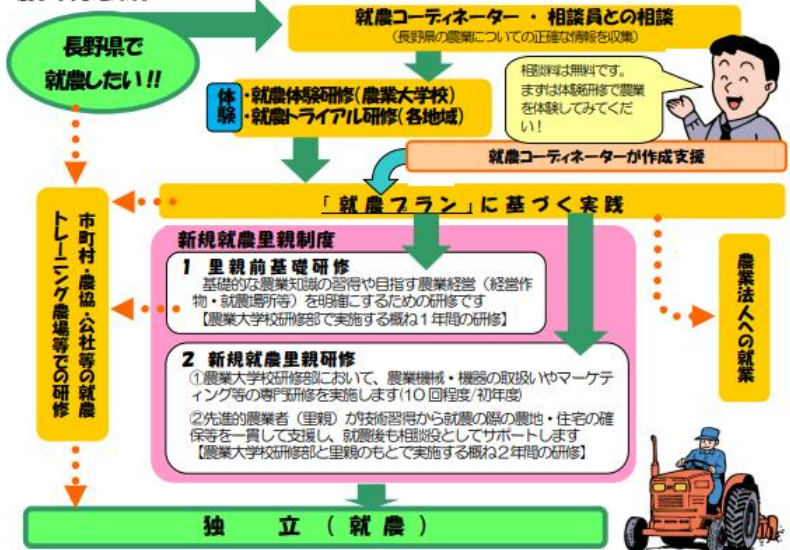
長野県で本格的に農業を始めたい方のための 新規就農里親制度

新規就農を希望される方にとって、農業を始めるための実践的な技術の習得や、就農のための農地・住宅等を確保することは共通した課題です。このため長野県では、就農希望者の支援に積極的な熟練農業者の方を「里親（農業者）」として登録し（里親は、野菜、果樹、花き、きのこ、水稲、畜産など作目別に471人が登録）、就農を希望する方に紹介して農業研修をサポートする「長野県新規就農里親制度（里親研修）」により、県内での就農を支援しています。

この制度は、新たに農業を始めたい方が専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、県農業大学校研修部（小諸市）等での専門研修（10回程度/年）に加え、各地域において里親の指導のもと、就農までの課題を一つずつ解決していくものです。

長野県内に知り合いのいない方でも、就農を応援する里親が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステムですから安心して就農することができます。

これまで400人を超える方が、この制度により就農の夢を叶えています。農業を志す皆さん、長野県で就農してみませんか。



長野県 新規就農里親研修制度 資料 抜粋

4.新規就農里親研修制度（長野県での新規就農希望者への研修制度）での研修



研修内容

- **里親農家さんのもとで、栽培スケジュールに沿って農作業を行う。**

※ 1 基本的に里親農家さんで農作業をしながら、研修日誌の作成や指導指針の確認により研鑽。

1年目でリンゴと桃の農地の確保ができたので、2年目より実践をしながら農作業を学ぶ

※ 準備型利用による研修者は農地の購入、賃借ができないため、研修先農家さんに借りていただき、新規就農と同時に名義変更

- **長野県農業大学校研修部での研修（1年目）**

月1～2回、農業大学校研修部において講座および実習。

（コロナの影響で、実習以外の講座についてはオンラインで行われた。）



〈 講義の内容 〉

土壌学、気象学（共に長野県に特化）、鳥獣害や病害虫防除 等々

〈 実習の内容 〉

農業機器のメンテナンス、ビニールハウスの建て方、刈払機操作、SS運転操作

AICの農場経営の講義が比較的マクロ的な視点であったのに対し、より実地的な内容



5.研修中の新規就農に向けた準備

農地の確保

研修中に確保できた農地

- ・ りんごの成園 (約5.5反)
- ・ 桃の成園 (約0.7反)
成園面積 計約6.2反
(農家の高齢化による事業継承)
- ・ 耕作放棄地 約2.5反
(高齢化による耕作放棄地 1年前までりんご栽培)
(うち1.5反について、4月にりんご苗木を定植)
- ・ 農地整備事業により新しく造成される農地 約4.0反
(うち1.8反に、昨年と今年4月に桃の苗木を定植)

合計 約 12.7反



北アルプスを望むりんご園地

※準備型利用による研修者は農地の購入、賃借ができないため、研修先農家さんに借りていただき、新規就農と同時に名義変更

6.研修中の新規就農に向けた準備 ②



【参考】

研修時の圃場整備計画 ※青年等就農計画作成のために計画

圃場整備計画

圃場場所	面積	栽培 品目	栽培スケジュール及び成園面積							
									経営開始 型終了	
			2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年5月	2025年4月	2026年4月	2027年4月	
			研修最終	就農1年目	就農2年目	就農3年目	就農4年目	就農5年目	就農6年目	
就農時 りんご 成園	3,700 m ²	りんご	成園	成園	成園	成園	成園	成園	成園	成園
新圃場(前りんご園地)普通樹	1,500 m ²		新規植栽	養成期間	養成期間	養成期間	養成期間	成園	成園	
新圃場(前りんご園地)普通樹	1,000 m ²		新規植栽	養成期間	養成期間	養成期間	養成期間	養成期間	成園	
新造成地A 密植栽培予定	2,200 m ²		新規植栽	養成期間	養成期間	養成期間	成園	成園		
新造成地B 密植栽培予定	1,800 m ²		新規植栽	養成期間	養成期間	養成期間	養成期間	成園		
就農地 桃園 成園	700 m ²	桃	成園	成園	成園	成園	成園	成園	成園	成園
合計	10,900 m ²	成園 面積	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	8,100	10,900	
		新規植 栽面積	1,500	3,200	1,800	0	0	0	0	

7.新規就農促進事業の活用

新規就農者育成総合対策のうち

就農準備資金・経営開始資金

【令和6年度予算額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生に資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月 (150万円/年)** 注1 を最長**2年間**

交付主体：市町村

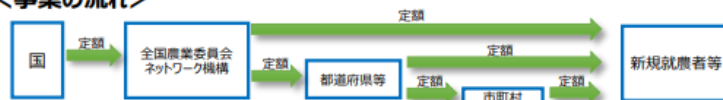
- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
 - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
 - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

<事業の流れ>



経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者に資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月 (150万円/年)** 注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図又は人・農地プラン**に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制
注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

農林水産省HP より抜粋

8. 制度活用による新規就農研修を通して



制度活用により新規就農がスムーズにできた。

① 農地の確保

農地の確保については、地権者の理解が不可欠。

⇒ 農家さんに研修に入ること、地権者のハードルが下がる。

(特に、耕作放棄の多い昨今では、「この人はきちんと耕作してくれるだろうか?」)

※ 準備型活用による新規就農研修者は、農地の購入や借りることはできない。

→ 実際は、里親農家さん名義で借りていただき、就農と同時に変更している。

② 農業技術の習得

農家さんの栽培、販売スケジュールを通年で（出荷、販促まで）確認することができる。

※ 就農希望者自身が課題をもって取り組むことが大切。

③ 自治体のバックアップ

長野県、長野市の農政課の新規就農担当者から、新規就農のための制度や提出書類
に関しアドバイスなどのバックアップ。

※ 例 制度融資について（提出書類や新規就農後の書類のアドバイスまでとても助かります。）

④ 同年度の制度利用者によるネットワーク

同じ年に制度を利用して新規就農を目指す方々との情報交換や進捗状況等、情報共有が行える。

※ 同じ地域で制度利用をし、新規就農を目指す方々と情報交換をしており、
提出書類の情報から制度融資についてまで、互いに情報交換ができる。

9.就農後の状況

収穫面積

- ・ りんごの成園 (約5.5反)
- ・ 桃の成園 (約0.7反)
成園面積 計約6.2反
- ・ 桃の定植済み園地 約1.8反
合計 約 8.0反



当園のりんご園 (長野市若穂)

出荷量

- ・ りんご (約11 t)、 桃 (約2 t)

出荷先

- ・ 農協がメイン その他直売 地域の青果店 東京でのマルシェ出品
今年から市場への出品を始める予定

労働力

- ・ 自分 + 農繁期 (りんご摘果 地主の奥さん) 収穫時にパート
※ 桃の作業については全て1人で完結

住居

- ・ 研修中及び1年目はアパート (園地近くに農業用倉庫をお借りしている。)
昨年古民家を購入し改修 (農業用倉庫付き)

10.就農後の状況 ②

農業技術の習得

・地元の果樹部会にて研修通知

⇒ りんご、桃の摘果、剪定、仕立て等の研修に参加

・地元の長野県エコファーマ認定団体に参加

⇒ 団体での研修やりんご、桃等の栽培技術について情報共有。

りんご半ワイ化仕立ての第一人者 戸谷さんの話

「 どう一流の技術を咀嚼して、自分の農業に活かすかが大事 」



今年1月 桃 大藤流の剪定講習の様子

11.新規就農するうえで大切だと思うこと

◆ 自分のやりたい農業のビジョンやイメージを持つ！

農による生産物や行いから、作りだすことのできる成果物は様々。
そこには情報社会との組み合わせにより、多くの可能性があると思います。

◆ とにかく自分の農業を一生懸命やること！

頑張っていれば必ず周囲の農業者が声をかけてくれます。



当農園の農福連携の取り組み



地元農協の広報誌に掲載してもらいました



地方×地方
愛媛県にあるマイクロブルワリー
さんとのコラボビール。

ご清聴ありがとうございました。

